4 輸国第5910号

関税割当公表第74号の2

令和5年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号) 第6条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム(濃 縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)のうち学校 等給食用のもの(以下「学校等給食用脱脂粉乳」という。)の関税割当てに関す る事項を下記のように定めます。

令和5年4月3日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 学校等給食用脱脂粉乳 (関税暫定措置法 (昭和 35 年法 律第 36 号) 別表第 1 第 0402. 10 号及び第 0402. 21 号に規定するもの)
- 2 割当数量 7,264トン
- 3 通関期限 令和6年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度の学校等給食用脱脂粉乳の関税割当てについて(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第74号)による。